

令和7年度

ひとり親家庭のしおり

総合・
就業等支援
P1~3

子育て支援
P3~4

地域・
生活支援
P5~8

相談窓口
P9~11



奈良県では、ひとり親家庭のみなさまが
経済的に自立し、安心して子育てができるよう
様々な支援を行っています。

子育てや仕事のこと等についての情報を
まとめましたので、是非ご活用ください。



このしおりを利用される方へ

このしおりは母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦の方等への制度等を紹介したものです。
制度等の名称の横に付いている印により対象が異なりますので、ご注意ください。

- 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの)が対象.....母
- 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの)が対象.....父
- 寡婦(配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であったもの)が対象.....寡
- 離婚前の方(これからひとり親になる方)が対象.....前

奈良県

奈良県地域創造部
こども・女性局こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町30
電話0742-27-8678 FAX 0742-27-8107

奈良市

奈良市子ども未来部
子ども給付課

〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1
電話0742-34-5086 FAX 0742-36-7671

総合相談・就業等支援



総合相談窓口 奈良県スマイルセンター

ひとり親コンシェルジュがお困りごとを丁寧に聞き取ります！！

奈良県スマイルセンターでは、ひとり親コンシェルジュがひとり親家庭のみなさまの様々な支援を行っています。相談はセンターに来所のほか、市役所など出張相談も行います。また、これからひとり親になる方も相談可能です。お気軽にご相談、お問い合わせください。



所在地 〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6
 エルトピア奈良 2F (奈良労働会館)
 TEL 0742-24-7624 FAX 0742-24-7625
 利用時間 8:30～17:00 (月～土)
 日・祝・年末年始を除く



●弁護士相談 母 父 寡 前

離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、女性弁護士による無料法律相談を実施しています。

◆開催日時：各日 13:30～16:30 1人 30分程度 (予約制)

4/19 (土)	5/17 (土)	6/21 (土)	7/19 (土)	7/25 (金)	8/16 (土)
8/22 (金)	9/20 (土)	10/18 (土)	11/15 (土)	12/13 (土)	1/17 (土)
2/21 (土)	2/27 (金)	3/21 (土)	3/27 (金)		

●養育費等相談 母 父 寡 前

離れて暮らす親との親子交流や養育費等の問題について、元家庭裁判所調査官である専門家が相談に応じます。

◆開催日時：各日 13:00～16:00 1人 60分程度 (予約制)

※ 9/25 奈良市役所で開催

4/22 (火)	5/8 (木)	5/27 (火)	6/12 (木)	6/24 (火)	7/10 (木)
7/29 (火)	8/7 (木)	8/26 (火)	9/11 (木)	9/25 (木) *	9/30 (火)
10/9 (木)	10/28 (火)	11/13 (木)	11/25 (火)	12/11 (木)	12/23 (火)
1/8 (木)	1/27 (火)	2/12 (木)	2/24 (火)	3/12 (木)	3/24 (火)

●養育費確保に向けた支援 母 父 前

養育費に関する公正証書作成等に要した費用、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際の費用を一部補助します。まずはお相談ください。

●ひとり親家庭等支援セミナー 母 父 寡 前

離婚前後の心配事や不安を少しでも取り除くため、何ができるかを一緒に考えるセミナー 秋頃開催予定

就業支援窓口 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター (奈良しごとiセンター内)

●就業相談 母 父 寡

就業に関する課題や悩みについて一緒に考え、自立できるようサポートします。就業相談から求人応募まで、同建物内にあるハローワークでワンストップサービスが可能です。(ハローワーク開庁は、月～金)

●就業支援バンク登録制度 母 父 寡

ひとり親コンシェルジュと面談のうえ、希望の職種等を登録し、定期的に求人情報の提供等の案内を行います。

●母子・父子自立支援プログラム策定事業 母 父

プログラム策定員と面談を行い、一人ひとりのケースに応じた就職までの自立支援プログラムを作り、給付金など公的支援制度のご案内や福祉事務所・ハローワークなど関係機関と連携しながら就業、自立までをサポートします。

就業に向けた能力開発への各種支援

お問い合わせは、お住まいの福祉事務所へ → P11

市と十津川村はそれぞれの窓口、それ以外の町村は県中和または県吉野福祉事務所

市町村ごとに実施状況が異なるため、転居を予定している場合は、担当窓口に早めにお申し出ください。

制度の内容について詳しくは担当窓口にご相談ください。また、制度の内容が変更となる可能性があります。

名 称	制 度 の 概 要	
自立支援 教育訓練給付金 	概 要	母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、入学料及び受講料の一部が給付されます。 ※申請には必ず受講前に、事前相談が必要です。 ※市町村ごとに実施状況が異なります。
	対象講座	①雇用保険法等の規定による ②一般教育訓練給付、①特定一般教育訓練給付及び②の専門実践教育訓練給付の指定講座 ③その他（知事、福祉事務所設置市村の長が対象とする講座）
	受給資格	①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受け、自立に向け意欲的に取り組む方 ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること
	支給額	①受講者が支払った対象講座の受講料の6割相当額 ※①は上限20万円、下限1万2千1円、②は上限40万円/年×最大4年=160万円、下限1万2千1円 ※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方は、その受給額を差し引いた額が支給額となります。 ②受講者が支払った対象講座の受講料の8.5割（②のうち、以下の場合に限る） ・当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した者又は当該教育訓練修了時点で就職等している者 ※上限60万円/年×最大4年=240万円、下限1万2千1円 ※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方は、その受給額を差し引いた額が支給額となります。
高等職業訓練 促進給付金 ・ 高等職業訓練 修了支援給付金 	概 要	母子家庭の母、父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「訓練促進給付金」が給付されます。 また、養成機関の修了後に「修了支援給付金」が支給されます。（修了日から30日以内の申請が必要） ※申請には必ず事前相談が必要です。（翌年4月から受給希望の場合は9月までに要相談） ※予算に限りがあり、支給できない場合があります。 ※市町村ごとに実施状況が異なります。
	対象資格	知事、福祉事務所設置市村の長が定める資格 （対象資格の例） ※市町村ごとに対象資格が異なります。 ①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥准看護師 ⑦管理栄養士 ⑧栄養士 ⑨歯科衛生士 ⑩理容師 ⑪美容師 ⑫社会福祉士 ⑬製菓衛生師 ⑭調理師
	受給資格	①児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること ※同等の所得水準を超えた場合であっても、1年以内の方については対象となります。 ②養成機関のカリキュラムが6月以上あり、資格取得が見込まれること ③仕事又は育児と養成機関への通学との両立が困難であること ④求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
	支給額	【訓練促進給付金】 月額：非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 修業期間の全期間（上限48か月） ※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、これらを一連の修業期間とみなして、通算4年分の給付金を支給します。 ※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヶ月は、非課税世帯は月額140,000円、課税世帯は月額110,500円になります。 ※支給期間上限の48か月は、取得のために4年以上の課程の履修が必要な資格を目指す者に限り対象となります。 【修了支援給付金】 養成機関修了後：非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円
高等職業訓練 促進資金貸付 （訓練促進資金） 	概 要	高等職業訓練促進給付金を活用し資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。 ※申請には必ず事前相談が必要です。
	対象者	高等職業訓練促進給付金の対象となる方
	貸付額	【入学準備金】養成機関へ入学するとき 500,000円以内 【就職準備金】養成機関を修了し、資格を取得したとき 200,000円以内 ※貸付であるため返済が必要ですが、取得した資格を活用して就職し、原則奈良県内で5年間引き続き従事した時は返還を免除します。
高等職業訓練 促進資金貸付 （住宅支援資金） 	概 要	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就職や就業など、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けます。 ※申請には必ず事前相談が必要です。
	対象者	次のいずれにも該当する方 ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方 ※同等の所得水準を超過した時から1年間以内の方も含む ②母子・父子自立支援プログラムの策定等を受け、自立に向け意欲的に取り組む方
	貸付額	月額上限7万円×12か月 ※貸付であるため返済が必要ですが、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続した時は返還を免除します。
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業 	母子家庭の母、父子家庭の父またはその子どもで、高卒認定試験合格のための講座（通信教育を含む）の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に受講費用の一部が支給されます。 （最大、受講費用の6割、通信制：150,000円、通学または通学と通信併用：300,000円） ※申請には必ず事前相談が必要です。 ※市町村ごとに実施状況が異なります。	

● 公的職業訓練 母 父 寡

求職中の方や転職希望の方が対象で、就職を目指し就業に必要な知識や技能を勉強することができます。
お問い合わせは、お住まいのハローワークへ → P9

● 奈良県福祉人材センター 母 父 寡

福祉の仕事に関する求人情報の提供や就職イベントなど様々な事業を行っています。
〒 634-0061 橿原市大久保町 320 番地 11 奈良県社会福祉総合センター 3 階
TEL : 0744-29-0160 FAX : 0744-29-6114
月～金 9:00～17:00 (祝日を除く)

● 奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター 母 父 寡

(社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社特定委託業務共同事業体)
働いた経験が少なく自信がない、仕事がなかなか見つからないといった「働く」ことに関する困りごとを抱えた方へ、一人ひとりにあったオーダーメイドの就労支援を行います。(十津川村を除く町村部にお住まいの方が対象)
〒 634-0061 橿原市大久保町 320 番地 11 奈良県社会福祉総合センター 1 階
TEL : 0120-85-1225 メール : cysupportc@nara-shakyo.jp

子育て支援



保育関係

● 利用者負担額の無償化 母 父

詳しくは、市町村保育担当課へお問い合わせください。

ひとり親家庭の課税状況に応じて、保育所や幼保連携型認定こども園の利用者負担額が軽減または無償になります。

● 多様な保育サービス 母 父

保育所等で提供

延長保育 (有料)	就労形態の多様化や通勤時間の増加に対応するため、時間を延長して行う保育
休日保育 (有料)	日・祝日に保護者が仕事などの場合に実施する保育
一時預かり (有料)	保護者の急病等で家庭での育児が困難な場合に一時的に実施する保育
病児・病後児 保育 (有料)	子どもが病気、または病気回復のときに行う保育
夜間保育 (有料)	就労形態の多様化に応じて、夜 10 時頃まで行う保育

※延長保育・休日保育は入所児のみ

保育所等以外で提供

トワイライト ステイ (有料)	保護者などが仕事などで帰宅が夜間になることが多く、家庭での保育が困難な場合に児童福祉施設や里親家庭で子どもを預かるサービス
ショートステイ (有料)	保護者が病気や災害等の緊急時に保育が困難になった時に、児童福祉施設や里親家庭で一時的に子どもを預かるサービス
ファミリー サポート センター (有料)	子どもを預けたい人と預かる人が会員登録し、センターがお互いをコーディネートして子育て家庭を支援するサービス

ひとり親家庭の児童は、市町村により、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

● 放課後児童クラブ 母 父

放課後や夏休みなどの休校日に仕事等のために保護者が家庭にいない小学生の遊びや生活の場を提供しています。
施設の多くは、学校や児童館などに併設されています。



●ひとり親家庭等日常生活支援事業 母 父 寡 前

ひとり親家庭の親・寡婦や離婚調停中など、離婚前の困難を抱える親（母又は父）が修学等自立に必要な理由や疾病などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員が身の回りの世話などを行うサービスです。

◆家庭生活支援員：

旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上又はこれと同等の研修修了者・保育士・幼稚園教諭・看護師（准看護師）の有資格者

◆支援内容：生活援助（利用者宅で家事全般・介護 等）子育て支援（家庭生活支援員宅又は利用者宅で保育サービス 等）

◆利用額

区 分		生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	児童扶養手当 支給水準世帯	その他の世帯
利用者負担額 (1時間あたり)	生活援助	無 料	150円	300円
	子育て支援		70円	150円

※生活援助・子育て支援は1時間単位の利用を基本単位とします。

※家庭生活支援員の派遣期間は同一家庭において、利用時間に制限があります。

※登録申請は、お住まいの市町村福祉担当課へ（P11）

※令和7年度は県が（株）メディカル・コンシェルジュなんばスカイオ支社に委託し実施しています。

相談窓口

※18歳未満の子どもに関する相談

●来所と電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
奈良県中央こども家庭 相談センター	0742-26-3788 奈良市紀寺町 833	月～金 8:30～17:15	子どもに関するあらゆる相談や援助
奈良県高田こども家庭 相談センター	0745-22-6079 大和高田市大中 17-6		
(奈良市在住の方) 奈良市子どもセンター	0742-34-4804 奈良市柏木町 263-2	月～金 9:00～17:00	子どもに関するあらゆる相談や援助
児童家庭支援センター てんり	0743-63-8162 天理市別所町 715-3	月～金・日 9:00～18:00 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール：tenri@sand.ocn.ne.jp FAX：0743-68-1721
児童家庭支援センター あすか	0744-44-5800 桜井市谷 265-4	月～土 9:00～17:00 ※緊急時は日・祝・夜間も受付可 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール：asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp FAX：0744-44-5811

●電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
こどもと家庭・女性テレホン相談 (奈良県中央こども家庭相談センター内)	0742-23-4152	月～金 16:30～20:00 土・日・祝 13:00～16:30 ※年末年始を除く	育児やしつけ等についての相談
子どもの人権 110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く	子どもの人権に関する様々な相談
奈良いのちの電話	0742-35-1000	24時間 ※年中無休	あらゆる悩み相談
奈良すこやかテレフォン	0742-35-1002	月～金 18:00～21:00 土日祝 13:00～16:00	子育てについての悩み相談

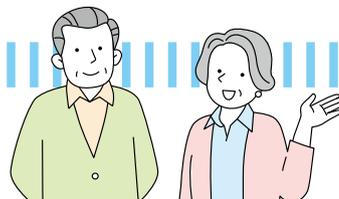
養育費について

養育費は子どもを監護・教育するために必要な費用です。平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流（親子交流）」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子どもの利益を最優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。離婚の際に養育費の取り決めをするのが理想的ですが、離婚後でも養育費請求の調停を申し立てることはできます。

問い合わせ先

- 養育費については → 奈良県スマイルセンターの養育費等相談（P1）もしくは、
養育費等相談支援センター 0120-965-419 携帯電話からは 03-3980-4108
- 法律関係については → 奈良県スマイルセンターの弁護士相談（P1）もしくは、その他の相談機関（法律相談含む）（P10）へ

● 地域支援 ●



● 福祉事務所

ひとり親家庭、寡婦、児童の自立に必要な援助など福祉全般についての相談窓口です。

● 母子・父子自立支援員

福祉事務所に配置され、ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良しごとiセンター内）や公共職業安定所と連携を図り、自立を支援します。また、県の母子・父子自立支援員が各市町村の方の母子父子寡婦福祉資金等の貸付相談に応じています。面談、相談は事前にご連絡ください。

● 就業支援専門員

県福祉事務所に配置され、母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭等に対し、ワンストップの相談窓口で総合的・包括的な就業支援を行っています。

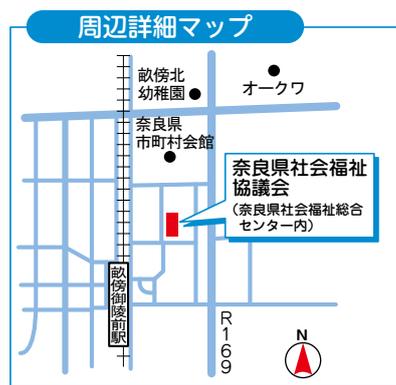
● 児童委員（民生委員）

社会福祉の精神を持った経験豊かな人が県内各地域で生活や子どものことについて広く相談に応じています。

● 奈良県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度を通じて地域での安定した生活を支援しています。また、奈良県フードレスキュー事業として、喫緊の生活に困窮している方に対し、安定した相談支援へ結びつけるため緊急の食料支援を行っています。お住まいの市町村社会福祉協議会または奈良県社会福祉協議会へお問い合わせください。

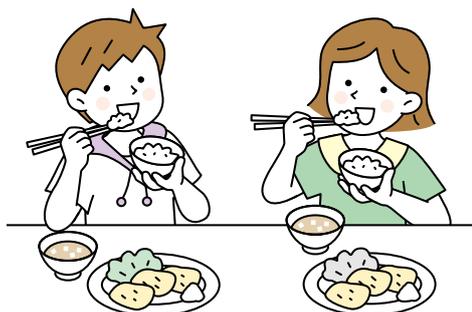
〒634-0061 橿原市大久保町 320 番地 11
奈良県社会福祉総合センター 1階
TEL: 0744-29-0100 FAX: 0744-29-0101
月～金 9:00～17:00 (祝日を除く)



● こども食堂

「こどもを真ん中にした地域の居場所づくり」として、こども食堂の取組が県内で広がっています。奈良県社会福祉協議会内に「奈良こども食堂ネットワーク」の事務局を構え、ホームページ上（下記QRコード参照）で県内の各こども食堂を紹介しています。市町村毎に紹介しているので、お近くのこども食堂を調べることができます。

▼ 奈良こども食堂ネットワーク



生活支援



●児童扶養手当（所得制限あり）

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）等について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、母、父又は養育者に対して支給されます。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

令和7年4月～

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全額給付	月額 46,690 円	月額 57,720 円	月額 68,750 円
一部支給（10円刻み）	月額 11,010 円～ 46,680 円	月額 16,530 円～ 57,700 円	月額 22,050 円～ 68,720 円

●遺族基礎年金・遺族厚生年金（納付要件あり）

被保険者が亡くなり、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）に年金が支給されます。国民年金からは「遺族基礎年金」が、厚生年金保険からは「遺族厚生年金」が支給される場合があります。ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

遺族年金について詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

- ・奈良年金事務所（Tel 0742-35-1371）・大和高田年金事務所（Tel 0745-22-3531）
- ・桜井年金事務所（Tel 0744-42-0033）

●ひとり親家庭等医療費助成

次の方は医療費の自己負担が助成されます。

- ・児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している配偶者のない男女とその児童
 - ・父母のいない児童と父母のいない児童を養育している配偶者のない男女、婚姻をしたことのない男女
- 市町村がそれぞれの条例に基づき実施する制度であるため、市町村により内容が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村福祉医療担当課へお問い合わせください。

●税控除（寡婦控除・ひとり親控除）

ひとり親家庭の方で児童を扶養している方は、所得税や住民税が控除される場合があります。

詳しくは税務署・市町村住民税担当課へお問い合わせください。

●JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方は3割引で通勤定期乗車券を購入できます。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●公営住宅への入居

県営住宅では、年4回実施される入居者募集の際に、ひとり親家庭向けの特別枠（一般福祉世帯向け）を設けています。詳しくは、奈良県住宅課（Tel 0742-27-7539）へお問い合わせいただくか、県営住宅ホームページ（<https://www.naraken-sumai.jp/>）をご覧ください。また、県内の市町村においても、ひとり親家庭向けの公営住宅を設置している場合があります。詳しくは各市町村の公営住宅担当課までお問い合わせください。

●交通遺児等援護事業（実施主体：奈良県社会福祉協議会）

交通事故や自然災害で保護者を失った満18歳未満の児童に激励金（1人10万円）が給付されます。

また、小・中・高校への入学時に、入学祝金（1人5万円）が給付されます。

平成27年4月より、就職又は大学等への入学予定の児童を対象に、就職・入学準備金（1人10万円）として給付事業を実施しています。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●住居確保給付金

離職又は自営業等を廃業した方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の支給または転居費用の補助とともに、就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件など詳しくは、奈良県地域福祉課のホームページ「生活困窮者自立相談支援機関の窓口一覧」（<http://www.pref.nara.jp/39628.htm>）をご覧ください。お住まいの地域の相談窓口までお問い合わせください。

修学等の援助

母子父子寡婦福祉資金貸付金 母 父 寡

母子家庭、父子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要とされる場合に低金利または無利子で各種資金を貸付し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的としています。

すべての貸付金額は、貸付の上限額を記載しています。必要額と返済の見通しによって個別に貸付金額が決まります。世帯状況等によっては限度額までご利用できない場合もありますのでご注意ください。

詳しくは、お住まいの県福祉事務所へお問い合わせください。

※審査には時間がかかりますので、余裕をもって事前にご相談ください。(通常2か月程度)

※予算には限りがありますので、全ての人が利用できない場合があります。

※申請時点で既に払われた費用は対象になりません。

※原則として連帯保証人が必要です。

借主の就労状況や収入状況、貸付額などによっては連帯保証人が必須になる場合もあります。

※修学資金等の児童のための資金は、実際に修学等をされる方も連帯して法的債務を負担する連帯借主となります。

※他制度で同種の資金の貸付を受けている場合は、本制度の貸付の対象になりません。

※償還(返済)を怠った時は、滞納した日数を計算し、元金につき年3%の違約金が発生します。

※下記資金のほかに、事業開始資金及び事業継続資金があります。(特に審査に時間がかかりますので、事前にご相談ください。)

※住宅資金については、購入・改築前に申請が必要です。また、実地調査を受ける必要があります。

資金名	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	別表1 (※1)	就学期間中	卒業後 6ヶ月	10年以内	無利子
就学支度資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、鞆等に必要な資金(小・中学校については非課税世帯または同水準の世帯の方のみが対象)	別表2 (※1)		卒業後 6ヶ月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 特別 68,000円以内 460,000円以内 (※2)	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内	無利子
就職支度資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、父母のない児童、寡婦 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 特別 110,000円以内 340,000円以内 (※3)		1年	6年以内	無利子 (母・父・寡婦は連帯保証人なし年1%)
技能習得資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月額 68,000円以内 【特別】 一括 816,000円以内 運転免許 460,000円以内	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
医療介護資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、寡婦 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 特別 340,000円以内 480,000円以内 【介護】 500,000円以内		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
生活資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 ◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎ひとり親家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定継続する間(生活安定期間) ◎失業中 上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金 ◎家計急変者 児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が手当の支給が開始されるまで等の間	【一般】 月額 114,000円 【技能】 月額 141,000円 (※4)	◎知識技能を習得する期間中5年以内 ◎医療又は介護を受けている期間中1年以内 ◎離職した日の翌日から1年以内 ◎生活安定期間、家計急変者は当初3ヶ月以内	6ヶ月	技能習得 10年以内 医療・介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内 家計急変 10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
住宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	特別 1,500,000円 2,000,000円 (※5)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)

資金名	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
転宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
結婚資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	母子(父子)家庭の母(父)の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	330,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)

- ※1 高等教育の修学支援新制度による支援を受ける方は、別表1、別表2から当該支援額を差し引いた額が限度額になります。
- ※2 高校3年時就職予定の児童が自動車運転免許を取得する場合
- ※3 一部自動車を購入する場合
- ※4 生活安定期間の貸付は月額114,000円、合計2,736,000円を限度額とし、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については1,368,000円を限度額とします。
- ※5 災害等により、住宅が全壊等の場合

別表1 修学資金貸付限度額(月額)

単位:円以内

			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

※連帯保証人を立てた場合の限度額です。

※生活保護の方は、高等学校、専修学校(高等課程)、高等専門学校は貸付限度額が異なりますので、お問い合わせください。

別表2 就学支度資金貸付限度額

単位:円以内

	小学校	中学校	国公立高校等	私立高校	国公立大学(院)・短大等	私立大学(院)・短大等	修業施設等
自宅通学	64,300	81,000	150,000	410,000	420,000	580,000	272,000
自宅外通学			160,000	420,000	430,000	590,000	282,000

※生活保護世帯の方は貸付限度額が異なりますので、お問い合わせください。

●奈良県高等学校等奨学金、日本学生支援機構奨学金

経済的な理由により修学が困難な方に資金が貸与されます。詳しくは学校の先生にご相談ください。

●生活福祉資金貸付制度

奈良県社会福祉協議会が主体となり、低所得者や障害者を対象に各種資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることにより、安定した生活を支援しています。

申込み方法等詳細については、お住まいの市町村社会福祉協議会または奈良県社会福祉協議会(P5)へお問い合わせください。

●奈良県子どもの「心と学び」サポート事業(地域型生活・学習支援)

様々な事情で子育てに不安のある家庭や、しんどさを抱えた子どもたちに関する相談に応じます。身近な地域での居場所づくりや家庭訪問を通じた心のケア・学習のサポート等を行います。

(十津川村を除く町村部にお住まいの方が対象)

〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター1階

TEL:090-5158-6411(学習支援直通)

相談窓口一覧

●職業紹介機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
ハローワーク奈良	0742-36-1601	奈良市法蓮町 387 (奈良第3地方合同庁舎1F)	月・水・金 8:30~17:15 火・木 8:30~18:00 第2・第4土曜日 10:00~17:00 (第1・第3土曜日・祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や紹介等を実施。 《ハローワークインターネットサービス》 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始休)	
ハローワーク桜井	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
ハローワーク下市	0747-52-3867	吉野郡下市町下市 2772-1		
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	大和郡山市観音寺町 168-1		
マザーズコーナー	0742-36-1601	奈良市法蓮町 387	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始休)	子育てしながら就職を希望されている方の就職支援(各ハローワーク内)
	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6		
	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
働く女性応援コーナー	0743-52-4355	大和郡山市観音寺町 168-1	月～金 8:30～17:15 (土・日・休祝日・年末年始休)	子育てしながら就職を希望されている方の就職支援(各ハローワーク内)
働く女性応援窓口	0747-52-3867	吉野郡下市町下市 2772-1		
ふるさとハローワーク	0744-25-8010	橿原市八木町 1-7-36 (橿原市役所北館2F)	月～金 9:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や職業紹介等を実施。
	0747-26-0103	五條市岡口 1-3-1 (五條市役所内)		
	0743-73-1105	生駒市元町 1-6-12 (生駒セイセイビル4F)		
奈良県地域就職支援センター	0742-25-3708	奈良市西木辻町 93-6 (エルトピア奈良1F)	月～金 8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や職業紹介等を実施。
ワークサロン大和高田 (大和高田地域就職支援センター)	0745-41-8609	大和高田市幸町 2-33 (奈良県産業会館3F)		
まっち☆ジョブ王寺 ～ハローワーク～	0745-41-8601	北葛城郡王寺町久度 2-2-1 (りーべる王寺東館5F 王寺町地域交流センター内)		
天理市しごとセンター	0743-88-8609	天理市川原城町 605 天理市役所地下1階		
なら福祉・就労支援センター	0742-34-4899	奈良市二条大路南 1-1-1 (奈良市役所2F)	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始休)	奈良市にお住まいの方で、児童扶養手当等受給者の方等の就労を支援。
奈良県福祉人材センター	0744-29-0160	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 3F	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始休)	福祉分野に特化した無料職業紹介所。福祉・介護の就職相談や職業紹介を実施。
奈良県保育人材バンク	0744-29-0160	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 3F 奈良県福祉人材センター内	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始休)	子育てに関わる仕事(保育士・放課後児童支援員等)の就職相談や職業紹介を実施。

●就業相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
奈良しごと <i>i</i> センター	0742-23-5730	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良内	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始休)	総合就業相談窓口。キャリア形成などの就業支援、キャリアカウンセリングなどを実施。
奈良県母子家庭等就業・自立支援センター	0742-27-8054		ひとり親等を対象とした就業相談。母子・父子自立支援プログラム策定などを実施。	
ならジョブカフェ	0742-23-5730		月～土 10:00～18:00 (日・祝日・年末年始休)	若者を対象に、就職に関する様々なサポートをする“しごと探しスポット”
高田しごと <i>i</i> センター	0745-24-2010	大和高田市幸町 2-33 奈良県産業会館 3F	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始休)	総合就業相談窓口。キャリア形成などの就業支援、キャリアカウンセリングを実施。

●ファミリー・サポート・センター一覧

名 称	電話番号	住 所
奈良市ファミリー・サポート・センター	0742-34-3305	奈良市三条本町 13-1 奈良市保健所・教育総合センター 2階
大和高田市子育てサポートクラブ	0745-23-1006	大和高田市池田 418-1 大和高田市総合福祉会館 1階
大和郡山市こどもサポートセンター	0743-53-1213	大和郡山市高田町 92-16 市民交流館 2階
天理市子育てサポートクラブ	0743-63-1001	天理市川原城町 605 子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」内
橿原市ファミリー・サポート・センター	0744-47-2330	橿原市内膳町 1-6-8 橿原市観光交流センター 3階
桜井市ファミリー・サポート・センター	0744-47-4500	桜井市粟殿 1000-1 桜井市保健福祉センター「陽だまり」
五條市ファミリー・サポート・クラブ	0747-22-2228	五條市本町 1丁目 3-18 五條児童館
生駒市ファミリー・サポート・センター	0743-73-5552	生駒市元町 1丁目 6-12 生駒セイセイビル 3階
香芝市ファミリー・サポート・センター	0745-79-7522	香芝市逢坂 1丁目 374番地 1 香芝市総合福祉センター (こども家庭センター内)
葛城市ファミリー・サポート・クラブ	0745-69-5241	葛城市北花内 341 葛城市子育て支援センター
宇陀市ファミリー・サポート・センター	0745-82-2236	宇陀市榛原下井足 17-3
三郷町ファミリー・サポート・センター	0745-44-3000	生駒郡三郷町勢野西 1-4-4 子育て支援センターちいすてっぷ内
斑鳩町ファミリー・サポート・センター	0745-75-1152	生駒郡斑鳩町小吉田 1丁目 12番 35号 生き生きプラザ斑鳩内
田原本町ファミリー・サポート・センター	0744-34-2118	磯城郡田原本町阪手 336-1 田原本町社会福祉協議会
川西町子育て支援センター	0745-43-2575	磯城郡川西町唐院 122 川西町ふれあいセンター
ファミサポ明日香	0744-54-5550	高市郡明日香村橋 21
王寺町ファミリー・サポート・センター	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺 2-1-23
広陵町ファミリー・サポート・センター	0745-55-8300	北葛城郡広陵町大字笠 161-2 広陵町社会福祉協議会

●その他の相談（法律相談含む）

名 称	電話番号	住 所	相談日時		相談内容など
			電話相談	面接相談	
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083	奈良市紀寺町 833	月～金 9:00～20:00 土・日・祝 13:00～16:30	月～金 9:00～16:00	配偶者や恋人等からの暴力に悩んでいる女性のための相談機関
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	大和高田市大中 17-6	月～金 9:00～16:00		
奈良県女性センター	女性相談窓口 0742-22-1240	奈良市東向南通 6	火～土 9:00～17:00 日・祝 9:00～17:00 ※いずれも 13:00～14:00を除く (休館日・12/28～1/4を除く)		女性が抱えるさまざまな悩みや問題に関する相談。面接相談は要予約。(必要に応じ弁護士による法律相談可)
	男性相談窓口 0742-27-0304 予約は 0742-27-2300		第1土・第3土 14:00～16:50 (休館日・祝日・12/28～1/4を除く)	男性相談員による仕事や人間関係、家族関係等の悩み相談。面接相談は要予約。	
奈良県スマイルセンター	0742-24-7624	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 2F	詳細は P1 参照		女性弁護士による無料法律相談
奈良弁護士会	0742-22-2035	奈良市中筋町 22-1	(予約受付) 月～金 9:30～17:00 (相談場所は、県内の弁護士事務所ほか)		弁護士との法律相談
奈良弁護士会 子どもの悩みごと相談	0742-81-3784	電話相談	(予約受付) 月～金 9:30～17:00		弁護士との法律相談 (子どもに関すること)
日本司法支援センター奈良地方事務所 (法テラス奈良)	0570-078338 050-3383-5450 (IP 電話)	奈良市高天町 38-3 (近鉄高天ビル 6階)	(予約受付) 月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く)		弁護士による無料法律相談(資力の基準あり)
奈良県ヤングケアラー相談窓口	050-1725-8996 	電話相談 LINE	火・木 15:00～18:30 土 14:30～18:30 (年末年始除く) LINEによるメッセージの送信は 24時間受付		社会福祉士による こども・若者ケアラー のための相談窓口

●福祉事務所・市町村窓口

福祉事務所の担当窓口		電話番号	住 所	母子父子寡婦福祉資金貸付相談日
奈良市	子ども給付課	0742-34-5086	奈良市二条大路南 1-1-1 市役所内	月～金 ※事前に要予約
大和高田市	こども家庭課	0745-22-1101	大和高田市大中 98-4 市役所内	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
大和郡山市	子育て支援課	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町 248-4 市役所内	
天理市	こども支援課	0743-63-1001	天理市川原城町 605 市役所内	
橿原市	こども未来課	0744-22-8984	橿原市内膳町 1-1-60	
桜井市	保育教育課	0744-42-9111	桜井市粟殿 432-1	
五條市	児童福祉課	0747-22-4001	五條市岡口 1-3-1 市役所内	吉野福祉事務所 火・水・木・金 ※事前に要予約
御所市	子育て推進課	0745-44-3494	御所市 774-1 いきいきライフセンター内	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
生駒市	児童総務課	0743-74-1111	生駒市東新町 8-38 市役所内	
香芝市	児童福祉課	0745-79-7522	香芝市逢坂 1 丁目 374 番地 1 香芝市総合福祉センター	
葛城市	子育て支援課	0745-44-3623	葛城市長尾 85 當麻庁舎	
宇陀市	こども未来課	0745-82-2236	宇陀市榛原下井足 17-3 市役所内	吉野福祉事務所 火・水・木・金 ※事前に要予約
十津川村福祉事務所		0746-62-0902	吉野郡十津川村小原 225-1	※事前に要予約

奈良県中和福祉事務所		0744-48-3020	橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎 4 F	母子父子寡婦福祉資金貸付相談日	
所 管 町 村	山添村	住民福祉課	0743-85-0045	山辺郡山添村大字大西 151	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
	平群町	こども支援課	0745-45-1001	生駒郡平群町吉新 1-1-1	
	三郷町	こども未来課	0745-43-7322	生駒郡三郷町勢野西 1-2-1	
	斑鳩町	子育て支援課	0745-75-1152	生駒郡斑鳩町小吉田 1 丁目 12-35 生き生きプラザ斑鳩内	
	安堵町	子ども家庭推進室	0743-57-1591	生駒郡安堵町東安堵 853 福祉保健センター内	
	川西町	福祉こども課	0745-44-2631	磯城郡川西町結崎 28-1	
	三宅町	健康子ども課	0745-43-3580	磯城郡三宅町伴堂 848-1 保健福祉施設あざさ苑内	
	田原本町	こども未来課	0744-33-9036	磯城郡田原本町 890-1	
	高取町	福祉課	0744-52-3334	高市郡高取町観音寺 990-1	
	明日香村	健康こども福祉課	0744-54-5550	高市郡明日香村橘 21 番地 明日香村役場	
	上牧町	こども未来課	0745-43-5034	北葛城郡上牧町上牧 3245-1 (2000 年会館 1 階)	
	王寺町	子育て支援課	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺 2-1-23	
	広陵町	こども課	0745-55-6820	北葛城郡広陵町笠 161-2 広陵町総合保健福祉会館	
河合町	子育て健康課	0745-57-0200	北葛城郡河合町池部 1-1-1		

奈良県吉野福祉事務所		0746-32-5315	吉野郡吉野町上市 133 吉野町中央公民館内	母子父子寡婦福祉資金貸付相談日	
所 管 町 村	曾爾村	保健福祉課	0745-94-2103	宇陀郡曾爾村今井 495-1	吉野福祉事務所 火・水・木・金 ※事前に要予約
	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828	宇陀郡御杖村菅野 1581 保健福祉医療総合センター内	
	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856	吉野郡吉野町丹治 130-1 健やか一番館 3 階	
	大淀町	健康こども課	0747-52-5523	吉野郡大淀町桧垣本 2090	
	下市町	健康福祉課	0747-52-0001	吉野郡下市町下市 1960 番地	
	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031	吉野郡黒滝村寺戸 77	
	天川村	健康福祉課	0747-63-9110	吉野郡天川村大字南日裏 200 番地	
	野迫川村	住民課	0747-37-2101	吉野郡野迫川村北股 84	
	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015	吉野郡下北山村浦向 375 保健センター内	
	上北山村	住民課	07468-3-0223	吉野郡上北山村大字河合 330 番地	
	川上村	健康福祉課	0746-52-0111	吉野郡川上村迫 1335-7	
	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441	吉野郡東吉野村小川 99	